
COP15を終えて

～生物多様性世界目標と国家戦略～

2023年2月22日

環境省 自然環境局 自然環境計画課

生物多様性主流化室長 浜島直子

生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）第2部の結果概要

開催日時： 2022年12月7日～19日、カナダ（モントリオール）で開催。（議長国：中国）

- 2030年までの新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択された。
- 西村大臣が閣僚級会合でステートメントを行い、新枠組に30by30目標や報告・見直しの仕組みを位置づける重要性を強調。
- 以下の取組を発信。
 - ①「生物多様性日本基金第二期」による途上国支援の実施開始
 - ②SATOYAMAイニシアティブの推進
 - ③自然を活用した解決策の推進 等
- 国際支援として、2023年から2025年にかけて1,170億円を拠出表明。
- 15の国や国際機関等との会談を通じて交渉に積極的に貢献。



閣僚級セッションで発言を行う西村環境大臣



ドイツ・レムケ大臣とのバイ会談
(G7議長国引継ぎ含む)



環境省 日本代表団

昆明・モンリオール生物多様性枠組

2050年ビジョン
自然と共生する世界

2030年ミッション
自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる

2050年ゴール

ゴールA
保全

ゴールB
持続可能な利用

ゴールC
遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)

ゴールD
実施手段の確保

2030年ターゲット

(1) 生物多様性への脅威を減らす

- 1: 空間計画の設定
- 2: 自然再生
- 3: 30by30
- 4: 種・遺伝子の保全
- 5: 生物採取の適正化
- 6: 外来種対策
- 7: 汚染防止・削減
- 8: 気候変動対策

(2) 人々のニーズを満たす

- 9: 野生種の持続可能な利用
- 10: 農林漁業の持続的管理
- 11: 自然の調節機能の活用
- 12: 緑地親水空間の確保

- 13: 遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)

(3) ツールと解決策

- 14: 生物多様性の主流化
- 15: ビジネスの影響評価・開示
- 16: 持続可能な消費
- 17: バイオセーフティー
- 18: 有害補助金の特定・見直し
- 19: 資金の動員
- 20: 能力構築、技術移転
- 21: 知識へのアクセス強化
- 22: 女性、若者及び先住民の参画確保
- 23: ジェンダー平等の確保



← 枠組み
全体の
仮訳は
こちら

原文

Take legal, administrative or policy measures to encourage and enable business, and in particular to ensure that large and transnational companies and financial institutions:

- (a) Regularly monitor, assess, and transparently disclose their risks, dependencies and impacts on biodiversity, including with requirements for all large as well as transnational companies and financial institutions along their operations, supply and value chains and portfolios; (以下略)

仮訳

事業者（ビジネス）に対し以下の事項を奨励して実施できるようにし、特に大企業や多国籍企業、金融機関については確実に行わせるために、法律上、行政上又は政策上の措置を講じる。

- (a) 生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存及び影響を定期的にモニタリングし、評価し、透明性をもって開示すること、これをすべての大企業及び多国籍企業、金融機関については要求などを通じ、事業活動、サプライチェーン、バリューチェーン及びポートフォリオにわたって実施する
(以下略)

交渉のポイント

情報開示等の奨励を“義務的な要求を通じて”行うという当初提案に対し、各国立場が分かれた。日本は、中小零細も含む全者で取り組むべきこと、生物多様性への影響等の評価手法が明らかでないなどにより法制化が難しいことから、“大企業等に関する義務的な要求などにより”とする修正案を提案することで議論を主導。多くの締約国の支持を受けた。一部締約国の反対を受け、結果的に採択文書は“大企業等に関する要求などにより”となった。

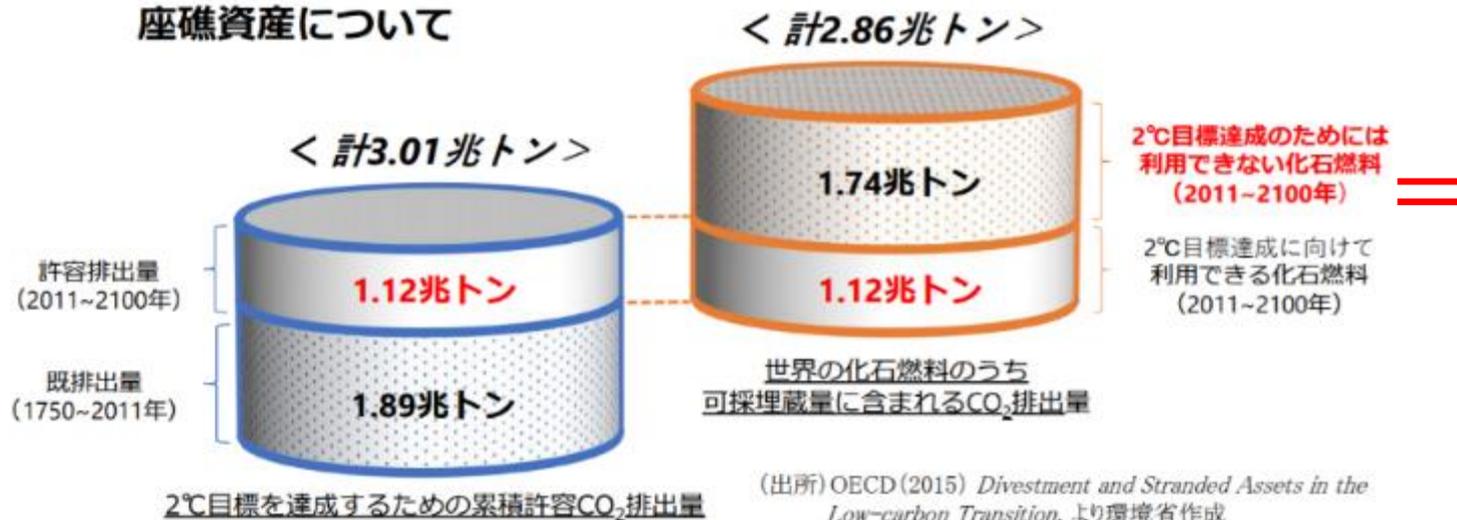
なぜ資金の流れを変えようとする動きが起きているか？

気候変動の世界では、温度上昇幅 2℃以内という国際合意（2015年当時）により、今後掘り出して燃やすことのできる化石燃料の量に制限が生まれた。

今は1.5℃

=それを越える投資は「**座礁資産**」

座礁資産について



環境省「第2回ESG金融ハイレベル・パネル」R2.3.10 参考資料1

➡ **生物多様性でも、“ネイチャーポジティブ”という国際合意**

(少なくともG7では用語としても合意)

次期生物多様性国家戦略案の骨格

「2050年自然共生社会」「2030年ネイチャーポジティブ」の実現に向け、5つの基本戦略、基本戦略ごとの状態目標（あるべき姿）・行動目標（なすべき行動）、個別施策を各行動目標に紐づけることで、**戦略全体を一気通貫**で整理するとともに、進捗状況を効果的に管理

第1部 戦略

2050年ビジョン『自然と共生する社会』

2030年に向けた目標：ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現

基本戦略1 生態系の健全性の回復

状態目標（3つ）

- 生態系の規模と質の増加
- 種レベルでの絶滅リスク低減
- 遺伝的多様性の維持

行動目標（6つ）

- 30by30
- 自然再生
- 汚染、外来種対策
- 希少種保全
- 等

基本戦略2 自然を活用した社会課題の解決（NbS）

状態目標（3つ）

- 生態系サービス向上
- 気候変動とのシナジー・トレードオフ緩和
- 鳥獣被害の緩和

行動目標（5つ）

- 自然活用地域づくり
- 再生可能エネルギー導入における配慮
- 鳥獣との軋轢緩和
- 等

基本戦略3 ネイチャーポジティブ経済の実現

状態目標（3つ）

- ESG投融资推進
- 事業活動による生物多様性への配慮
- 持続可能な農林水産業の拡大

行動目標（4つ）

- 企業による情報開示等の促進
- 技術・サービス支援
- 有機農業の推進
- 等

基本戦略4 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動

状態目標（3つ）

- 価値観形成
- 消費活動における配慮
- 保全活動への参加

行動目標（5つ）

- 環境教育の推進
- ふれあい機会の増加
- 行動変容
- 食品ロス半減
- 等

基本戦略5 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

状態目標（3つ）

- データ利活用・様々な主体の連携促進
- 資金ギャップの改善
- 途上国の能力構築等の推進

行動目標（5つ）

- 基礎調査・モニタリング
- データ・ツールの提供
- 計画策定支援
- 国際協力
- 等

第2部 行動計画

5つの基本戦略の下に25ある**行動目標**ごとに、関係省庁の**関連する施策**を掲載

関連施策からビジョンまで一気通貫で整理

基本戦略

状態目標

行動目標

関連施策

30by30目標 = 2030年までに陸と海の30%以上を保全する新たな世界目標

30by30ロードマップ 公表：2022年4月

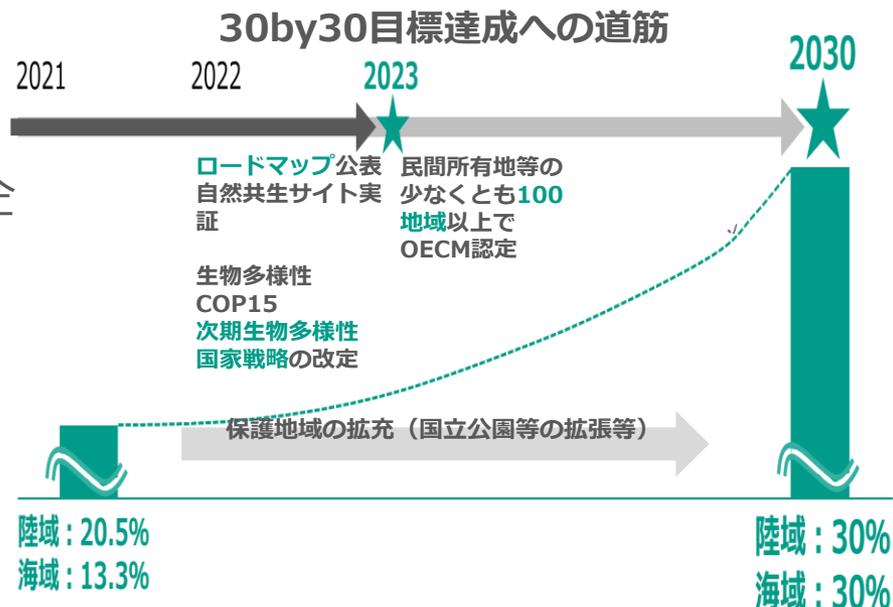
- 国立公園等の保護地域の拡充のみならず

OECMの認定※により、目標達成と同時に企業価値の向上や交流人口の増加を通じた地域活性化につなげる。

※ OECMとは、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（里地里山、企業の水源地の森等）。認定制度について、現在実証を行っており、令和5年度より正式運用開始予定。

生物多様性のための30by30アライアンス

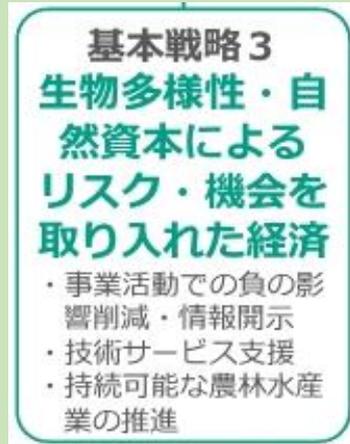
- 環境省、経団連、NGO等を発起人とし、30by30を進めるための有志連合。2022年4月に発足。
- 企業、自治体、NPO法人等、計350者が参加（2023年1月25日現在）
- 自らの所有地や所管地内のOECM登録や保護地域の拡大等を目指す



今後の主な動き

生物多様性国家戦略 (閣議決定)

- ・指標・目標
- ・パブコメ中
- ・今年度中の策定を目指す



民間参画ガイドライン (第3版)

- ・初版(2009)
- ・第2版(2017)
- ・パブコメ中



ビジネスマッチングイベント (第1弾)

- ・経団連と共催で3月9日に実施
- ・今回は中小・ベンチャーx大企業
2月3日報道発表済み
https://www.env.go.jp/press/press_01130.html



その他

- ・G7(2023の議長国は日本)
- ・2023年度中に「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」(仮称)策定(環境省研究会)

